



協同組合研究誌「季刊」

こじ

2019 AUTUMN No.669

特集

協同組合と教育—組合員・
職員の学びと研究者からの発信

新連載

国連「家族農業の10年」と協同組合

一般社団法人
日本協同組合連携機構

Japan Co-operative Alliance

令和元年9月15日発行(年4回発行) ISSN 1348-6063

目次

【オピニオン】

- JCA が発足して1年半 馬場 利彦 1
(日本協同組合連携機構 代表理事専務)

【特集企画】協同組合と教育—組合員・職員の学びと研究者からの発信

- 特集解題 協同組合と教育：その歴史と課題 ～本特集の解題を兼ねて 杉本 貴志 2
(関西大学 教授)
- 大学および大学生協における「協同組合」教育の現状 加賀美 太記 9
(就実大学 准教授)
- 韓国における協同組合教育の実践 金 亨美 17
(韓国協同組合学会 副会長)
- JA グループ職員教育の歴史的変遷 藤井 晶啓 26
(日本協同組合連携機構 常務理事 企画総務部長事務取扱)
- 協同組合精神を持った漁協職員の養成を目指して
—「全国漁業協同組合学校」の取り組み— 吉田 博身 35
(全国漁業協同組合学校 校長)
- 協同会社における職員への協同組合教育
「協同組合理念に基づく人づくりの取り組み」
—株式会社ジェイエイ越智今治の実践報告— 村上 浩一 43
(JA おちいまばりグループ 株式会社ジェイエイ越智今治 代表取締役専務)
- 生協職員とは誰か
—株式会社トラストシップの職員教育から学ぶ生協関連企業の使命と役割— 阿高 あや 54
(日本協同組合連携機構 副主任研究員)

【連載Ⅰ】協同組合を学ぶ

- 協同組合に関する史資料の収集・保管・公開・活用の現状と今後の展望
—アーカイブズ、ライブラリ、ミュージアム— 三崎 敬子 65
(日本生協連資料室)
- 農協における職員養成教育の展開（上）
（戦前・戦中・敗戦後編） 田中 照良 75
(全国農業協同組合中央会教育部 嘱託)

【連載Ⅱ】国連「家族農業の10年」と協同組合

- 国連「家族農業の10年」と持続可能な社会への移行
—協同組合への期待— 関根 佳恵 85
(愛知学院大学 准教授)

【特別寄稿】

- 韓国の協同組合法制度について 丸山 茂樹 93
(参加型システム研究所 客員研究員)

【書評】

- 白井堯子著
『明治期女子高等教育における日英の交流
—津田梅子・成瀬仁蔵・ヒューズ・フィリップスをめぐって—』 2018年（ドメス出版） 中川 雄一郎 101
(明治大学名誉教授)

【協同のひろば】

- 協同のひろば 日本協同組合連携機構 協同組合連携部 110

- 編集後記 菊地 登 119
(日本協同組合連携機構 常務理事)

協同組合と教育： その歴史と課題

～本特集の解題を兼ねて



杉本 貴志

Sugimoto Takashi
関西大学 教授

1 教育こそ協同組合の命

1995年に国際協同組合同盟(ICA)で採択された協同組合原則は、第5原則として「教育、研修、情報」を掲げ、協同組合が組合員、役職員、一般の人々に対して教育活動を展開することの重要性を謳っている。ICAは1937年、1966年、1995年とおおよそ30年毎に原則の制定・改訂を行っているが、教育重視の原則は時代の変化にもかかわらず一貫して継続・継承されている¹から、民主主義(1人1票の原則)と並んで、教育はこれまで協同組合のもっとも大切な本質の一部とされてきたといえるだろう。

この教育重視の姿勢は、1844年創設のロッチデール公正先駆者組合にさかのぼることができるものである。公正先駆者組合は、自らの使命のなかでもっとも重要なものが教育であると宣言し、実行した。そして、これに倣った世界中の協同組合が同じように教育活動を協同組合の発展にとって

不可欠なものと規定し、結局それが協同組合の国際的な宣言である協同組合原則に盛り込まれるに至ったのである。

それでは、ロッチデールにおける教育活動とはどのようなものだろうか。

1850年代に、公正先駆者組合は剰余のうち2.5%は必ず教育基金に充てるというシステムを確立した。それ以前から積極的に教育活動に取り組んでいた公正先駆者組合であったが、英国で新たな協同組合立法(1852年産業及び節約組合法、1855年改正友愛組合法)がなされると、そこには協同組合が教育活動を行うことができるという条項が見当たらないということを理由に、登記官は公正先駆者組合が教育活動を展開することに難色を示す。また日曜日は安息日であるという理由で、保守的なキリスト教徒のグループは公正先駆者組合がより多くの勤労者が参加できるようにと日曜日に教育活動を行うことに強硬に反対していた。公正先駆者組合は、そんな逆風に屈するこ

となく、店舗には必ず新聞閲覧室・図書室を併設しなければならないというルールを設け、組合の建物で学校を運営し、さまざまな教育集会・公開講座を開いたのである²。

当時のイギリスは、経済では世界をリードする先進国であったが、公教育という点では義務教育制度すら整備されていない後進国であった。それは組合の事業や活動にも大きな影響を与える。たとえば小麦粉のエピソードは有名である。貧しい労働者を相手に、小麦粉に薬品や石灰等を混ぜたり、量りに細工して量をごまかしたりするようなインチキ商売が横行するなかで、公正先駆者組合は「混ぜ物をしない」「目方はたっぷりとり」という正直な取引を宣言していた。しかし、この「純良な品質、正確な計量」の原則と呼ばれる方針は、消費者組合員の支持・歓迎を受けるところか、逆に不評であったという。混ぜ物だらけの真っ白な小麦粉に慣れた消費者には、一切インチキをしていない純良な、それ故に少々くすんだ色をした小麦粉は、二級品として敬遠されてしまったのである³。本物を知らず、偽物に慣らされて知識がない消費者には、むしろ本物のほうが粗悪品に見えてしまう。そこで公正先駆者組合が選んだ道が、他の業者と同様のインチキをすることではなく、組合員に正しい情報を提供する教育を行うことだった。

「協同組合は、流通業者というよりもむしろ教育機関である」という伝統が、ここに始

まる。

2 教育を忘れた協同組合

「1人1票」や「教育重視」「純良な品質」といったユニークな方針で運営されたロッチデール公正先駆者組合は、のちに経営的な大成功を遂げ、英国全土にこれに倣った協同組合が設立される。やがてこの運動はヨーロッパから世界全体に広がり、上述のようにICAの協同組合原則によってロッチデールの先駆者たちの原則は世界の協同組合の原則となるのである。

それは良く知られていることであろうが、地元ロッチデールの町では、公正先駆者組合に刺激されて、それとは異なった考え方でつくられ、運営される協同組合がいくつも創設される。ライバル生協の誕生である⁴。

そのなかでもロッチデール儉約協同組合は、その名の通り、公正先駆者組合以上に消費者組合員が儉約した消費生活ができるように安売りに専念し、ロッチデールの人々の支持を受け、一時は公正先駆者組合に匹敵するような店舗網、売上高、組合員数を誇っていた協同組合である。それにもかかわらず、今日その存在が協同組合関係者にも(そしてもしかしたら協同組合研究者にも)ほとんど忘れられてしまっているのは、この儉約協同組合は結局1933年に公正先駆者組合と合併を果たして消滅しているこ

と、そして存在していた当時も、この組合はG・J・ホリヨークのような有力な協同組合人から酷評を受け、協同組合として全く評価されていなかったこと等によるものであろう。

協同組合運動の普及にもっとも貢献した思想家・運動家・言論人であるホリヨークは、なぜ倭約協同組合を評価せず、批判したのか。その最大の理由は、この倭約協同組合が教育活動に熱心でなく、ホリヨークの目からすれば何も教育をしていなかったからである。倭約協同組合の店舗には図書室がない。よって、これは単なる安売りの店であって協同組合ではない。教育こそが協同組合の要であると信じるホリヨークは、倭約協同組合をこのように酷評した。

イギリス協同組合運動の新聞『コーペラティブ・ニュース』も1893年に、この組合は教育を何も行ってないと否定的に紹介しているが、こうした倭約協同組合のあり方は、協同組合運動がごく少数の熱心な運動家の手から、事業展開の大成功によって広汎な消費者、市民へと広がりを選んだという時代の反映でもあり、20世紀の代表的な協同組合のあり方を先取りするものでもあったといえるだろう。

草創期の公正先駆者組合は、文字通り「三位一体」の協同組合であった。組合に出資するのも、組合の運営を切り盛りするのも、そしてその組合の店を利用するのも、当初は数十名であった先駆者組合員である。彼ら

は、協同組合の主人公として自ら進んで協同組合のあり方を議論し、オウエン主義の教えを学ぶような人々であったろう。そこに徐々に、一般の労働者、市民が参加してくる。そこで必要となるのが、社会経済のあり方についても、協同の哲学にも、そして場合によっては基本的な読み書きや常識についても、これまで学ぶという機会にほとんど恵まれなかった人々に対する教育、啓蒙の活動である。文字を読むことさえおぼつかない人々も含めて、公正先駆者組合の組合員は組合店舗に併設された図書室・新聞室に顔を出す。そうすることで、周りの仲間たちからの手助け、教え、情報を受け、組合員たちは人生でほとんど初めて、社会について学び、考える機会を与えられ、協同の理念を身につけることができた。

しかし公正先駆者組合のその後の経営的成功によって、そうした協同の精神には無縁・無関心な人々が大量に協同組合事業に参加するという状況が訪れる。彼らは出資者兼利用者として協同組合と関わりを持つ。つまり、その運営に彼らが実質的に関わり、その発展に心を砕くようなことはほとんどなくなるから、協同組合の理念云々は、彼らには徐々に縁遠いものとなっていく。その関心はただ一つ、出資者としての、あるいは利用者としての、自分たちの経済的利益である。彼らが求めた利益を「営利」と呼ぶことはできないかもしれないが、非営利の事業体に生まれる剰余金の分配にあずか

ることのみに関心を寄せる組合員にとっては、協同組合が教育活動に費やすコストは無駄な出費以外の何物でもなかった。

安売りに徹するロッチデール俚約協同組合の姿勢は、そうした19世紀末から20世紀にかけての組合員の要求に応えるものだったといえるだろう。より良いものをより安く求めるのが消費者なのだから、徹底的にコストを削減し、より安く商品を調達するのが消費者の協同組合が追求すべき唯一の使命だとされるのである。

しかもイギリスにおいても、さすがに19世紀末にもなれば、労働者階級の間でもそれなりに公教育が普及してくる。1870年代から90年代にかけて、義務教育制度が法的、財政的に整備されるが、それはかつて学校を建て、町の図書館まで建設した協同組合が、そうした国民の基礎教育という役目から解放されるということである。基本的な読み書き、算数などの諸科目の教育や、市民への図書館サービスの提供は国家や自治体の責務となる。20世紀の協同組合はこの面でも教育という“重荷”を脱ぎ捨てていくのである。

3 誰が、誰に、何を、教育するのか

公正先駆者組合のもっとも優れた点は教育を重視したことにあると考えるホリヨークにしてみれば、俚約協同組合や、その後20世紀に一般化した協同組合のあり方、す

なわち事業における組合員への還元を最大化することのみを追求して、その他の教育活動等にはさほど関心を示さないというあり方は、全く評価に値しないものだった。それでは単なる安売り店だというホリヨークは、協同組合の教育活動に何を期待したのだろうか。

ホリヨークによれば、労働者が抑圧される自由競争経済の中にありながらも、ロッチデールで生まれた協同組合は事業体における剰余を労働者にも分配しようとする経済組織であり、この運動を進めて資本家が支配する企業を協同組合に次々に転換させることで、競争原理に囚われた経済社会を協同社会につくりかえることができる。協同組合における教育とは、そのような協同組合運動本来の思想、理念を普及させることがその目的となるべきだとされるのである⁵。

ホリヨークがこのような協同組合教育論を主張したのは、もともとは組合員の三位一体組織であったはずの協同組合においても、規模の拡大・発展とともに、そこで専ら商品を購入する側としての利用組合員と、そこでその商品を提供する職務に従事する専従職員とが分離し、他企業と同様に労働問題を抱えることとなったという新たな時代展開を受けてのことである。イギリス協同組合運動やICAでは、いわゆる「利潤分配論争」が激烈に展開され、どちらにおいてもホリヨークはその中心にいた。

協同組合界を二分した利潤分配論争について、ここではその詳細を論じる余裕はない⁶が、ここで確認すべきは、組合員というステークホルダーに加えて新たに協同組合職員・労働者というもう一つのステークホルダーが誕生し、協同組合教育の対象と内容もそれに応じたものとなることが要請されたホリヨークの時代からさらに進んで、現代の協同組合と協同組合教育は、さらに複雑・多様化したものとならざるを得ないということである。

現代日本の協同組合でいえば、農業協同組合には民主的な意思決定に参画する正組合員だけでなく、制度的にそこから排除されている准組合員がいる。議決権を持たないからといって、准組合員を協同組合教育の対象とすべきではないと考える論者はいないだろう。むしろ准組合員への協同組合教育のあり方は大きな課題である。職員・労働者についても、組合本体にフルタイムで雇用されている正職員だけでなく、農協事業のさまざまな領域において、多種多様な雇用形態の労働者が業務に従事している。Aコープなどで働く「協同会社」(農協の子会社)の従業員は、形式的には協同組合の雇用労働者ではないけれども、その役割を考えれば、当然協同組合の理念教育の対象とすべき存在ではないのか。

農協だけではない。生活協同組合においても、とくにその宅配事業においては配送専門のグループ会社を設立し、そうしたグ

ープ会社の従業員が生協のフルタイムやパートタイムの雇用従業員とともに働いているという生協がある。それどころか、グループ企業でさえない、生協界外部の民間運送企業に業務をそっくり委託する生協も数多いのである。しかし組合員からすれば、自分が接しているのが生協の正職員なのか、それともそうした委託先企業の雇用労働者なのか、見分けはつかないし、彼らの身分や雇用形態がどうであろうと、組合員は生協で働いている生協人として彼らに接し、生協労働者としての活躍を彼らに期待するだろう。組合運動の外部にある企業の労働者に対して、協同組合という存在はどのように教育されるべきなのか。

ベテランの職員や組合員が自己の経験を語るだけでは通用しないような、多種多様な対象への適切な協同組合教育が求められる時代、協同組合の研究者に求められる役割と責務、研究成果の社会的還元への期待も、ますます大きくなっているように思われる。

4 本号の構成と論稿

「協同組合と教育－組合員・職員の学びと研究者からの発信」と題する本特集号の企画は上述のような問題意識から立てられたものであり、各論稿では各種協同組合におけるさまざまな教育活動が紹介され、考察されている。

加賀美太記「大学および大学生協における『協同組合』教育の現状」は、協同組合原則でも強調されている若年層への協同組合教育がいかなる現状にあるのか、大学と大学生協について調査・考察した論稿である。かつては農学部を中心とする国立大学や、大手私立大学の経済系学部において「協同組合論」の講座が設置され、学生たちに講義されることで、多くの若者が協同組合を学び、その世界に飛び込んでいった。大学生協という実践の場がキャンパスの中にあったことも見逃せない。このようにして日本の協同組合運動をリードする人材が大学においても育てられてきたのが日本の協同組合の特徴、強みの一つであったが、現状はどうか。興味深いレポートとなっている。

一方、お隣の韓国は、国際協同組合年を契機に次々に新たな協同組合立法や行政措置が講じられ、それに応えた市民の活動によって、いまや日本も見習うべき協同組合先進国となっているが、そこではどのような協同組合教育が展開されているのかをレポートするのが金享美「韓国における協同組合教育の実践」である。最近とみに注目されている韓国協同組合運動であるが、その躍進の下地が実は1960年代から協同教育研究院によって用意されていた。同研究院は2,000人以上の協同組合人を輩出したという。協同組合運動は、政府の気まぐれで、一朝一夕で成長するものではない。その後の協同組合陣営における教育の停滞や新たな

展開、公教育における協同組合の扱いなど、隣国の経験から多くを学べる論稿となっている。

これらの論稿を受けて、協同組合教育の実践の場から4つの報告を本特集ではお送りする。

藤井晶啓「JAグループ職員教育の歴史的変遷」および吉田博身「協同組合精神を持った漁協職員の養成を目指して－『全国漁業協同組合学校』の取り組み」は、協同組合の正職員とその候補者を対象として日本の協同組合陣営の中でもっとも体系的な育成教育を展開してきた農業協同組合と漁業協同組合からの実践報告である。協同組合陣営の外部にある一般の人々には、農協や漁協がこのように独自の学校、研修施設、教育プログラムを擁していることはほとんど知られていないであろう。これぞ教育重視の協同組合だとあらためて認識させられるとともに、現状におけるその問題点、課題も考えさせられる内容となっている。

一方、そうした正規職員だけでなく、子会社、グループ会社といった新たな雇用形態の職員・労働者に対する協同組合としての教育はどうなっているのか。村上浩一「協同会社における職員への協同組合教育『協同組合理念に基づく人づくりの取り組み』－株式会社ジェイエイ越智今治の実践報告」および阿高あや「生協職員とは誰か－株式会社トラストシップの社員教育から学ぶ生協関連企業の使命と役割」は、この新たな、

大きな、重要な課題についての農協と生協からの先進事例のレポートである。雇用形態の多様化についてはさまざまな議論があるだろうが、それは協同組合教育のあり方にも一石を投じている。逆に言えば、協同組合教育のあり方を考えることは、働き方改革と協同組合理念とはどう関係するのかといった協同組合の根本についての問いかけにも結びつくものなのである。

本特集を機に、あらためて「協同組合と教育」が大いに議論されることを期待したい。

注

- 1 中川雄一郎・杉本貴志編『協同組合を学ぶ』日本経済評論社、2012年、224－227ページ。
- 2 G・D・H・コール『協同組合運動の一世紀』家の光協会、1975年、129－130ページ。
- 3 ジョンストン・バーチャル『コープ ピープルズ・ビジネス』大月書店、1997年、86ページ。
- 4 杉本貴志「ロッチデール公正先駆者組合とその“分裂”－『非営利・協同』の源流についての一考察」『いのちとくらし研究所報』17号、2006年。
- 5 杉本貴志「G.J. ホリヨークにおける経済・宗教・教育－コミュニティ建設から協同組合運動へ」『生活協同組合研究』221号、1994年。
- 6 杉本貴志「協同組合における職員・労働者問題－その歴史的展開と現代の課題」(『新時代の協同組合職員－地位と役割』全国共同出版、2018年)を参照。

杉本 貴志 (すぎもと・たかし)

1963年名古屋市生まれ

1985年 慶応義塾大学経済学部卒業

1992年 慶応義塾大学大学院経済学研究科博士課程退学

財団法人生協総合研究所客員研究員等を経て、現在関西大学商学部教授(協同組合論専攻)、関西大学なにわ大阪研究センター長

その他の役職

社会福祉法人 ヘルプ協会 評議員

一般社団法人 協同総合研究所 理事

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所
いのちとくらし 理事

くらしと協同の研究所 常任理事

など。

【主な著作】

『エシカル・アントレプレナーシップ－社会的企業・CSR・サステナビリティの新展開』(共著)中央経済社、2018年。

『格差社会への対抗 新・協同組合論』(編著)日本経済評論社、2017年。

『協同組合を学ぶ』(共編著)日本経済評論社、2012年。

『共済生協における組合員活動の構築』課題別研究シリーズ2、全労済協会、2012年。など。